

講師謝礼並びに交通費旅費等支給規程

公益社団法人石川県作業療法士会

(趣 旨)

第1条 この規程は、公益社団法人石川県作業療法士会（以下「本会」という。）主催による各種講演等における講師謝礼金および交通費旅費等の支給内容について定めるものとする。

(支給範囲)

第2条 本会の会務について活動した者を支給範囲とする。

(謝礼額)

第3条 講師謝礼額は、別表に定める額を基準とする。

(交通費旅費等)

第4条 交通費旅費等は次の額を基準とする。

- (1) 公共交通機関の利用はその全額を支給する。
- (2) 自動車の利用は走行距離（k m）に応じて15円を乗じた金額を支給する。
なお、円未満は切り捨てる。
- (3) 高速道路分は往復を支給する。
- (4) 会務中の駐車料金を支給する。
- (5) 県外の講師が宿泊する場合、その代金を支給し、その限度額は12000円とする。
- (6) その他会長が必要と認めた場合に支給する。

(申 請)

第5条 交通費旅費等の申請は次を基準とする。

- (1) 原則として最も合理的な手段、経路によって要する交通費旅費等を支給する。
- (2) 第4条第1項について乗車駅名、停留所、降車駅名または停留所と乗車金額を報告し支給を受けることとする。
- (3) 第4条第2項について出発地名、到着地名と走行距離を報告し支給を受けることとする。

(支給額の調整)

第6条 この規程で定められていない事項については理事会で協議し定めることができる。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

別表

基準	支払対象区分	1時間当たり支払額（税込）
		講演・講義・（実習指導・実技指導）
A	大学・短大・高専教授、官公庁局部長級、民間企業役員、著名民間専門家、著名ジャーナリスト、医師(a)、弁護士等(a)、公認会計士(a)	14,000円（8,000円）
B	大学・短大・高専准教授、高校校長、官公庁課長級、民間企業上級管理者層、民間専門研究者、医師(b)、弁護士等(b)、公認会計士(b)、専門作業療法士、認定作業療法士	12,000円（7,000円）
C	大学講師・助教、高校教頭、官公庁課長補佐級、民間企業管理者層、民間一般技術者、作業療法士(a)	10,500円（6,000円）
D	大学助手、短大講師・助手、高専講師・助手、高校教諭、官公庁係長級、官公庁職員、民間企業監督者層、民間企業職員、民間一般技能者、作業療法士(b)	9,500円（5,500円）
E	当会主催の事例検討会における認定作業療法士	1,000円

1. 「弁護士等」とは、弁護士、裁判官、検察官をいう。
2. (a) は、資格取得後15年以上の者、(b)は、それ以下の者とする。
3. 「官公庁」とは、国または都道府県レベルをいう。
4. 元職員で、現職による適用区分が明らかでない者については、退職する際の職位による。
5. 講師の職種および職名が複数の区分に該当する場合は、上位の区分を選択する。
6. 作業療法士の講師は原則的に認定作業療法士、専門作業療法士とする。
7. 認定作業療法士、専門作業療法士の講師謝金は、講師の職種および職名が複数の区分に該当する場合でも、講師基準は「B区分」とする。
8. 本基準にかかわらず、特に顕著な業績を有する者には実情を勘案し、都度理事会に諮り決定することができる。

附則 この規程は、令和7年4月1日から施行する（令和6年11月12日理事会議決）。

摘要上の留意事項

時間単価を適用する場合の支払単位は1時間とし、端数については、30分未満は切り捨て、30分以上は

切り上げとする。

【原稿料】

原稿用紙(日本語 400 字)1 枚当りの単価として計算し支給する。ただし字数の端数については 100 字未満は切り捨て 100 字以上は切り上げとする。

原稿用紙(日本語 400 字)1 枚当りの単価：2,000 円